

障害のある方などのための駐車スペースの適正利用にご協力をお願いします。

兵庫ゆずりあい駐車場制度



障害のある方などのための駐車スペースを適正にご利用いただくため、県内共通の「兵庫ゆずりあい駐車場利用証」を交付する制度です。

対象となる駐車施設

公共施設や商業施設、飲食店、病院、ホテルなどの駐車場で「兵庫ゆずりあい駐車場」の案内標示がある駐車区画です。なお、本県で交付した利用証は、他府県（大阪府・京都府・岡山県・香川県など）での同様制度の駐車施設でもご利用いただけます。

（県内の対象施設は県のホームページでご覧いただけます。）

※ 県内の兵庫ゆずりあい駐車場の利用に関しては、「駐車禁止除外指定車標章」（公安委員会発行）を利用証として活用可能です。

利用証の交付対象

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、高齢者、妊産婦、傷病人などで、歩行が困難な方です。

※ 詳しくは、裏面の『交付対象者』をご覧ください。

利用証の申込み

申請書に必要事項を記入し、歩行が困難なことが確認できる書類を持参のうえ、申請窓口（裏面記載）にご提出ください。

※ 詳しくは、裏面の『利用証の申請手続き』をご覧ください。

制度の基本となるのは、一人ひとりのゆずりあいの心です。
必要な方が利用できるよう、ご理解とご協力をお願いします。



【案内標示】



【駐車場での設置例】



【利用証】



交付対象者

利用証は、下記の基準に該当し、歩行が困難な方に交付します。

申請窓口	交付対象者		確認書類			
①	身体障害者	視覚障害	1・2・3・4級	身体障害者手帳 各障害区分の 障害程度が左記 の者	身体障害者手帳	
		聴覚障害	2・3級			
		平衡機能障害	3・5級			
		肢体不自由	上肢			1・2級
			下肢			1・2・3・4・5・6級
			体幹			1・2・3・5級
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能			1・2級
			移動機能			1・2・3・4・5・6級
	心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸の機能障害、小腸機能障害		1・3・4級			
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害		1・2・3・4級			
知的障害者		障害程度がAの者	療育手帳			
精神障害者		障害等級が1級の者	精神障害者保健福祉手帳			
②	高齢者等	要介護状態の区分が要介護1以上の者	介護保険被保険者証			
③	難病患者	特定医療費（指定難病）受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	特定医療費（指定難病）受給者証 小児慢性特定疾病医療受給者証			
	妊産婦	母子健康手帳取得の者	母子健康手帳			
	傷病人	医師の診断書等において「歩行が困難」である旨の記載のある者	医師の診断書・意見書等（「歩行が困難である」ことの記載必要）、身分証明書（運転免許証、保険証等）			
④	その他歩行が困難な方	知事が認める者	※県ユニバーサル推進課にお問い合わせください			

※ 利用証の有効期間は、交付対象者により異なります。

申請窓口

【姫路市】対象者によって申請窓口が異なります。

受付対象者 (上記の表を参照)	窓口名	所在地	電話番号	受付時間
① 障害者	障害福祉課(市役所1階)	姫路市安田4丁目1番地	(079)221-2454	月曜日～金曜日 (祝祭日を除く)
② 高齢者等	介護保険課(市役所2階)		(079)221-2447	
③ 難病患者、 妊産婦、傷病人	保健所 (1階 申請受付窓口)	姫路市坂田町3番地	(079)289-1641	午前8時35分～ 午後5時20分

【県】すべての対象者が申請できます。

受付対象者 (上記の表を参照)	窓口名	所在地	電話番号	受付時間
①～④ 障害者、高齢者等 難病患者、妊産婦 傷病人、その他 歩行が困難な方	福祉部 ユニバーサル推進課	神戸市中央区下山手通5-10-1	(078)362-4379 (直通) (078)362-9040 (FAX)	月曜日～金曜日 (祝祭日を除く) 午前9時00分～ 午後5時00分
	中播磨健康福祉事務所 監査・地域福祉課	姫路市北条1-98 (姫路総合庁舎)	(079)281-9214	

その他、主な健康福祉事務所でも受付しています。

利用証の申請手続き

申請書に必要事項を記入し、上記の確認書類を持参のうえ、申請窓口にお越しください。

- ① 申請書は申請窓口に設置しているほか、県のホームページからダウンロードできます。
- ② 上記の確認書類を必ず窓口で提示（又は写しを添付）してください。
- ③ 利用証は原則即日交付します（確認のため後日となることがあります。）。
 - ※ 申請手数料は無料ですが、確認書類の取得に係る経費は自己負担となります。
 - ※ 代理申請も可能です。その場合は、必ず申請者の承諾を得たうえ、代理人の方の身分証明書の提示をお願いします。
 - ※ 窓口申請が難しい場合は、県ユニバーサル推進課にお問い合わせください。